都道府県知事 殿地方厚生(支)局長

厚生労働省保険局長(公印省略)

はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師 の施術に係る療養費の支給について

はり、きゅう及びあん摩・マッサージ・指圧に係る療養費の算定については、今般、 従前の施術料金等を下記のとおり改め、令和4年6月1日以降の施術分から適用する こととしたので、関係者に対して周知徹底を図るとともに、その取扱いに遺漏のない よう御配慮願いたい。

記

- 1 はり、きゅう
- (1) 初検料
  - ① 1 術 (はり又はきゅうのいずれか一方) の場合 1,780円
  - ② 2術(はり、きゅう併用)の場合 1,860円
- (2) 施術料
  - ① 1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合1回につき 1,550円
  - ② 2術(はり、きゅう併用)の場合1回につき 1,610円
    - 注 はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、それぞれ、はり又 はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない

電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、電療料として1回につき34円を加算する。

- (3) 往療料 2, 300円
  - 注1 往療距離が片道4キロメートルを超えた場合は、2,550円とする。
  - 注2 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対 的な理由がある場合以外は認められないこと。
- (4) 施術報告書交付料 480円
- 2 あん摩・マッサージ
- (1) マッサージを行った場合1局所につき 350円
- (2) 温罨法を(1) と併施した場合 1回につき 125円加算
  - 注 温罨法と併せて、施術効果を促進するため、あん摩・マッサージの業務の 範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用 した場合にあっては、160円とする。
- (3)変形徒手矯正術を(1)と併施した場合 1肢につき 450円加算
  - 注 変形徒手矯正術と温罨法の併施は認められない。
- (4) 往療料 2, 300円
  - 注1 往療距離が片道4キロメートルを超えた場合は、2,550円とする。
  - 注2 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対 的な理由がある場合以外は認められないこと。
- (5) 施術報告書交付料 480円

## ○「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給について」新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

新 IΗ 1 はり、きゅう 1 はり、きゅう (1) 初検料 (1) 初検料 ① 1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合 ① 1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合 1,780円 1,770円 ② 2術(はり、きゅう併用)の場合 ② 2術(はり、きゅう併用)の場合 1,860円 1,850円 (2) 施術料 (2) 施術料 ① 1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合 ① 1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合 1回につき 1,550円 1回につき 1,550円 ② 2術(はり、きゅう併用)の場合 ② 2術(はり、きゅう併用)の場合 1回につき 1,610円 1回につき 1,610円 注はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、それぞれ、 注はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、それぞれ、 はり又はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼす はり又はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼす おそれのない電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場 おそれのない電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場 合は、電療料として1回につき34円を加算する。 合は、電療料として1回につき30円を加算する。 (3)往療料 2,300円 (3)往療料 2,300円 注1 往療距離が片道4キロメートルを超えた場合は、2,550円と 注1 往療距離が片道4キロメートルを超えた場合は、2,550円と する。 する。

(4) 施術報告書交付料 480円

注2 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とす

る絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

- 注2 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とす る絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。
- (4) 施術報告書交付料 460円

- 2 あん摩・マッサージ
- (1) マッサージを行った場合 1局所につき 350円
- (2) 温罨法を(1) と併施した場合 1回につき <u>125円</u>加算
  - 注 温罨法と併せて、施術効果を促進するため、あん摩・マッサージ の業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気 光線器具を使用した場合にあっては、160円とする。
- (3)変形徒手矯正術を(1)と併施した場合 1肢につき 450円加算
  - 注 変形徒手矯正術と温罨法との併施は認められない。
- (4)往療料 2,300円
  - 注1 往療距離が片道4キロメートルを超えた場合は、2,550円とする。
  - 注2 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。
- (5) 施術報告書交付料 480円

- 2 あん摩・マッサージ
- (1) マッサージを行った場合 1局所につき 350円
- (2) 温罨法を(1) と併施した場合 1回につき 110円加算
  - 注 温罨法と併せて、施術効果を促進するため、あん摩・マッサージ の業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気 光線器具を使用した場合にあっては、150円とする。
- (3)変形徒手矯正術を(1)と併施した場合 1肢につき 450円加算
  - 注 変形徒手矯正術と温罨法との併施は認められない。
- (4) 往療料 2, 300円
  - 注1 往療距離が片道4キロメートルを超えた場合は、2,550円とする。
  - 注2 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。
- (5) 施術報告書交付料 460円